

大町市告示第109号

大町市広告付き番号案内表示システムの無償提供に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大町市広告掲載要綱（平成21年告示第19号。以下「要綱」という。）の規定に基づき、市が使用する広告付き番号案内表示システムの無償提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「広告付き番号案内表示システム」とは、次に掲げる機能を有する機器及び周辺機器をいう。

- (1) 市の窓口における申請手続等に係る受付番号を発券する機能
- (2) 前号の受付番号の順番を表示して案内する機能
- (3) 民間企業等の広告及び行政情報等を放映する機能

2 この要領において「無償提供者」とは、広告付き番号案内表示システムに広告を掲載する者（以下「広告主」という。）の募集、広告映像の作成、更新及び運用並びに行政情報の映像の作成、更新及び運用を行い、市に広告付き番号案内表示システムを無償提供する事業者をいう。

(提供者の資格)

第3条 無償提供者の資格は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行っていないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団でないこと又は役員若しくは従業員が同条第6号に規定する暴力団員でないこと若しくは暴力団員と密接な関係を有していないこと。
- (3) 市区町村税を滞納していないこと。

(設置場所)

第4条 広告付き番号案内表示システムの設置場所は、市役所とする。

(設置期間)

第5条 広告付き番号案内表示システムの設置期間は、5年間とする。ただし、市長は無償提供者と協議のうえ、設置期間を変更することができる。

(使用料等)

第6条 無償提供者は、行政財産目的外使用料及び広告付き番号案内表示システムの使用に伴う電気料金を納めるものとする。

(無償提供者の募集方法)

第7条 市長は、市のホームページ等により無償提供者を募集するものとする。

(無償提供の申込み)

第8条 広告付き番号案内表示システムの無償提供の申込みをしようとする者は、広告付き番号案内表示システム無償提供申込書（様式第1号）及び誓約書（様式第2号）に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（無償提供者の決定）

第9条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、要綱第10条に規定する大町市広告審査委員会による審査を経て無償提供者を決定し、その結果について申込みを行った者に通知するものとする。

（協定書の締結）

第10条 市長は、前条の規定に基づき無償提供者を決定したときは、当該無償提供者と広告付き番号案内表示システムの無償提供に関する協定を締結するものとする。

（無償提供時の注意事項）

第11条 無償提供者は、広告主の選定及び広告内容について、事前に市長と協議し、承諾を受けなければならない。

2 無償提供者は、広告主の募集に当たり、自らが広告の募集者であることを明確にするとともに、市が広告の募集者であるような誤解を受けることのないよう配慮しなければならない。

3 無償提供者は、広告付き番号案内表示システムの設置の方法、数量その他の仕様及び掲載する広告について、事前に市長と協議し、承諾を得なければならない。

4 無償提供者は、前項の承諾を得た後に、行政財産使用許可申請書（大町市財務規則（昭和55年規則第2号）様式第95号）を施設管理者に提出し、許可を受けなければならない。

（広告主）

第12条 広告主は、大町市内に本社、本店、支社、支店、営業所、店舗等を有する企業又は事業者その他市長が適当と認めるものとする。

（広告掲載の範囲）

第13条 広告付き番号案内表示システムの広告掲載の範囲は、要綱第3条に定めるところによる。

（問題発生時の対応）

第14条 無償提供者は、広告付き番号案内表示システムの内容に関する苦情その他の問題が発生したときは、その一切の責任を負い、誠意をもって速やかに解決に努めなければならない。

（決定の取消し）

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、無償提供者の決定を取り消すことができる。

（1）無償提供者がこの要領の規定に違反していると認めたとき。

（2）広告付き番号案内表示システムの設置が適当でないと認めたとき。

（3）無償提供者が虚偽の申請をしたとき。

（4）書面により無償提供の辞退の申し出があったとき。

（5）前各号に掲げるもののほか、市長が不適当と認めたとき。

2 前項の規定により決定を取り消した場合において、無償提供者に生じた損害に対

しては、市長はその責めを負わない。

(委任)

第16条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、公布の日から施行する。

様式第1号（第8条関係）

広告付き番号案内表示システム無償提供申込書

年 月 日

大町市長 殿

申込者
(住所又は所在地)

(商号又は名称)

(代表者名)

大町市広告付き番号案内表示システムの無償提供に関する取扱要領に基づき、広告付き番号案内表示システムの無償提供者に応募したいので、関係書類を添えて次のとおり申し込みます。

申込みに当たっては、大町市広告付き番号案内表示システムの無償提供に関する取扱要領及び大町市広告付き番号案内表示システム無償提供者募集要項を遵守します。

なお、取扱要領に定める応募資格を満たしており、提出書類に記載した全ての記載事項について、事実と相違ないことを誓約します。

(添付書類)

- ・ 広告付き番号案内表示システムの無償提供に関する企画提案書
- ・ 会社の概要（パンフレット等）
- ・ 登記事項証明書（商業登記簿謄本）（個人事業者の場合は、身分証明書）
- ・ 市区町村税の完納証明書
- ・ 誓約書（様式第2号）

| | | |
|-------------|--------|--|
| 担 当 者 名 | | |
| 連 絡 先 | 電 話 | |
| | F A X | |
| | E-mail | |

誓 約 書

年 月 日

大町市長 殿

申込者
(住所又は所在地)

(商号又は名称)

(代表者名)

下記の内容に虚偽がないことを誓約します。

記

- 1 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行っていないこと。
- 2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団でないこと又は役員若しくは従業員が同条第6号に規定する暴力団員でないこと若しくは暴力団員と密接な関係を有していないこと。
- 3 市区町村税を滞納していないこと。